法曹人の新しいフィールド

第37回 モンゴルおよびカンボジアの 2か国に赴任して

第一東京弁護士会会員・JICA国際協力専門員 機井 美葉 Isoi,Miha

1 途上国への法整備支援

昨年2013年4月から、カンボジアの司法省にある JICA(国際協力機構)の法整備支援プロジェクト(民 法・民事訴訟法普及プロジェクト)に「長期専門家*)」 として1年間赴任した。

2006年9月から2008年11月までは、やはりJICA の長期専門家として、モンゴルの法務内務省に赴任 していた。2009年から2013年までは、東京のJICA 本部で法整備支援のアドバイザーを務めたので、法 整備支援に専従した期間が合計で7年半となった。 私は2000年4月登録の52期なので、弁護士として法 律実務をやっていた6年半よりも、法整備支援に専 従している期間の方が長くなってしまったことにな る。

2 カンボジアに対する法令起草支援

カンボジアに対しては、内戦終結後の1990年代 後半から、日本がJICAやNGOを通じて、民法およ び民事訴訟法の起草などを支援している。日本の法 学者や実務家がカンボジア側と議論しながら起草支 援したため、法律的な概念にも多くの共通点があ り、日本側にも、カンボジアの法令に対する情報が 蓄積されている。

カンボジアでは、私の赴任当時、私も含め総勢 5名の日本人、6名のカンボジア人スタッフがおり、 大所帯であった。

私の担当業務は、不動産登記に関する省令の起

草・普及支援である。

カンボジアでは、土地に関する過去の権利関係 は、内戦や虐殺、農村への強制移住などの結果、不 明となってしまったが、1990年代以降、占有に基 づいて一般市民の土地所有権を確定し登記する手続 が、世界銀行やフィンランド政府などの支援によっ て進められてきた。

並行して、日本の支援により、民法・民事訴訟法 が成立したことにより、各種の物権に関する登記 や、民事訴訟法による差押えや保全の登記をあら ためて整備する必要があった。2011年、2013年に は、プロジェクトの成果として、民事訴訟法関連、 民法関連の不動産登記共同省令がそれぞれ発令され たが、さらに、書式集の作成や登記官・書記官のト レーニングが必要とされていた。私の現地での業務 は、司法省と国土省から成る共同コミッティのメン バーと毎週会合を開き、書式や普及セミナーの準備 をすることであった。省令や書式の内容は、日本の 登記実務も大いに参考にされているが、権利証の重 視など、カンボジアの制度や実務慣行との調和、情 報アクセスなどにおける制度運用の理想と現実の調 整は、容易ではない。

3 モンゴルでの弁護士会支援、ADRセンター支援

モンゴルでは、現地の弁護士会を支援し、弁護士 会の運営支援や弁護士向けの研修、弁護士会のADR センターへの支援を行っていた。日本人は私一人だ

^{*)}派遣期間が1年以上の場合、JICAでは「長期専門家」という呼称で派遣される。

けの小規模プロジェクトで、オフィスは法務内務省 の中にあった。

モンゴルは、1990年代初めにソ連の崩壊に伴っ て大きく体制転換し、民主化・市場経済化の道を歩 み始め、弁護士の役割も大きく変化しつつあったこ とが支援の背景にある。

4 2か国での業務について

カンボジアでは、内戦と虐殺の結果、今でも40代 50代の中堅層が少なく、特に役所などの公的セク ターの能力は限られており、一部の優秀な人材に業 務が集中したり、必要な人材の手当てが得られない など、業務上ネックになることもあった。

他方、インドシナ半島の地勢や2015年のASEAN 経済共同体構想もあって、カンボジアへの民間企業 の進出は活発で、日本企業も2011年ごろから急増 している。法令や制度の整備がビジネスの進展に追 いつけていない印象もある。

これに比べると、モンゴルは社会主義時代の官僚 組織の名残もあったが、行政府はそれなりに機能し ている。日本人から見ると、物事の決め方が迅速「す ぎ」たり、担当者間の連絡・連携が弱いなど、私も モンゴル滞在中は驚いたり困ったりすることも多々 あったが、日本もその点では世界的に見ればむしろ 少数派といえるし、今となっては、モンゴルはモン ゴルなりの考え方で進めているのだと感じるように なった。一方、私の赴任のタイミングもあるとは思 うが、モンゴルは人口300万人足らず、ロシアと中 国に挟まれた内陸国という地勢上の条件もあって、 外国からの投資はカンボジアに比べるとまだまだ少 ないように見える。

5 法整備支援における言語

カンボジアでは、主に英語とクメール語(カンボ ジア語)の通訳を使用していた。一般的には、英語 と日本語では法律概念の前提が大きく違い、英語を 介した日本法の説明は容易ではないと思われるが、 カンボジアの民法・民事訴訟法は、日本との協議の 成果であり、条文の英訳も日本側が用意していたた め、日本の想定する概念を英語に置き換えても、カ ンボジア側と理解が大きく食い違うことは少なく、

その点でのストレスはあまり感じなかった。

また、英語での業務は、日本人である当方は大変 だが、特に起草支援の場合は、成立した法令や書式 をカンボジア人以外の援助関係者や民間企業にも普 及する必要があるので、英語で行う利点がある。ま た、英語のわかるカンボジア人には、英語とクメー ル語の両方で勉強でき、内容を理解してもらいやす いというメリットもある。

ただ、日本が用意した現在のカンボジア民法・民 事訴訟法の英訳は、本来の英語の法律概念を前提と した外国法曹には、必ずしもわかりやすいものでは ないと思う。実際に、カンボジアにいる欧米出身の 法律家や民間企業と話をすると、民法・民事訴訟法 の概念の認識において、違いを感じることがあった。

なお、現在は、名古屋大学が、現地で日本法を勉 強する学生のための日本語学習コースを設けて、優 秀な人材を輩出しているので、業務の一部は日本語 と法律の知識のあるカンボジア人スタッフに通訳し てもらうこともできるようになっている。

これに対して、モンゴルでは、日本語とモンゴル 語の通訳を介して業務をしていた。モンゴルは親日 的で日本語学習者の数も多いが、法律用語まで理解 している人は少なく、活動当初は話がかみ合わなく てストレスを感じることも多かった。その結果、私 自身、モンゴル語の日常会話と法律用語を覚えてし まったが、モンゴル語は文法的には日本語に非常に 近く、兄弟関係にあるので、構造がわかってくると 面白かった。(逆に、カンボジアでは、クメール語 は上達しなかったが、英語でもとにかく情報を発信 してコミュニケーションすることへの心理的抵抗は 小さくなった。)

6 帰国後

カンボジアから帰国した後は、再び東京のJICA本 部に戻り、法整備支援にかかわっています。JICA では、カンボジア、モンゴル以外にも10か国以上で さまざまな法整備支援をしており、皆様にも、ある 日、特定分野の講義や弁護士会訪問などお願いする かもしれませんので、そのときは法曹の新しい業務 としてぜひご協力ください!